

財団法人 畠山文化財団寄付行為

昭和35年 4月	制 定
昭和44年 6月	1 部変更
平成13年 6月	1 部変更
平成18年 7月	1 部変更

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人畠山文化財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区白金台二丁目20番12号におく。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、科学技術の研究を奨励援助するとともに、科学技術の普及振興ならびに理工科系学生の育英奨学事業を援助し、もって教育および学術の向上発展に資し、ひいては産業の興隆を招来し、またひろく文化の振興をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1)科学技術の普及振興およびこれを目的とする公私の機関、団体および施設に対する援助
- (2)科学技術の研究に関する公私の機関、団体および個人に対する援助
- (3)育英奨学団体を通じての理工科系学生に対する援助
- (4)社会文化の向上に資するための施策および援助
- (5)その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産および会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は次の通りとする。

- (1)この法人設立当初畠山一清の寄付にかかる財産目録記載の財産
- (2)資産から生ずる収入
- (3)事業に伴なう収入
- (4)寄付金品
- (5)その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

- 2. 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する財産および理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産で構成する。
- 3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4. 寄付金品であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって定期預金とする等確実な方法により理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴なう収支予算は、理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書、および正味財産増減計算書とともに監事の意見をつけ、理

事会の承認を受けて毎事業年度終了後3箇月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(新たな義務負担および長期借入金等)

第12条 第8条ただし書の規定に該当する場合および収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務の負担をし、または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

2. 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)についても、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第13条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第 4 章 役員、評議員および職員

(役員)

第14条 この法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事 6名以上10名以内(うち理事長1名、常務理事1名)
- (2) 監事 1名または2名

(役員を選任)

第15条 理事および監事は、評議員会でこれを選任し、理事は互選で理事長及び常務理事を定める。

2. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
3. 理事の選任については、特定の理事とその親族その他特別の関係にある者、またはこの法人の資産の相当部分を寄付している等、この法人と密接な関係にある法人役員もしくは使用人の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。
4. この法人の監事には、この法人の理事もしくはその親族その他特殊

の関係がある者または職員が含まれることになってはならない。

5. この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事長等の職務)

第16条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 理事長に事故があるとき、または欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事する。
4. 理事長は、日常の業務については、その一部の専決の権限を常務理事に委任することができる。

(理事の職務)

第17条 理事は、理事会を組織して、この寄付行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会または文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。
4. 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数および評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任すること

ができる。

この場合、理事会および評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第20条 役員は、原則として無給とするが、常時この法人の業務に従事する等の場合は有給とすることができる。

2. 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員の選出)

第21条 この法人には、評議員6名以上10名以内をおく。ただし理事と同数以上とする。

2. 評議員は理事会でこれを選出し、理事長がこれを任命する。
3. 評議員は、原則として役員を兼ねることができない。
4. 評議員には、第15条第3項および第19条の規定を準用する。

この場合には、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第22条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行なうほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

第23条 この法人には、顧問若干名をおくことができる。

2. 顧問は、理事長が必要と認めたとき、学識経験者のうちからこれを委嘱する。
3. 顧問は理事長の相談に応じる。

(事務局および職員)

第24条 この法人には、その事務を処理するため、事務局および必要な職員をおく。

2. 職員は、理事長が任免する。

3. 職員は有給とする。

## 第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定がある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会)

第27条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号、および前号に定めたものを除くほか、新たな義務の負担および権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

2. 前2条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において前2条中「理事会」および「理事」とあるのは、「評議員会」および「評議員」と読みかえるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(議事録)

第28条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および当該会議において選任された出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第 6 章 寄付行為の変更並びに解散

(寄付行為の変更)

第29条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第30条 この法人の解散は理事現在数および評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第31条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第 7 章 雑 則

(書類および帳簿の備付等)

第32条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳および負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (6) 理事会および評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類

(8) 収支予算書および事業計画書

(9) 収支計算書および事業報告書

(10) 貸借対照表

(11) 正味財産増減計算書

(12) その他必要な書類および帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類および同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿および書類は10年以上、同項第7号および第12号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第3号および第8号から第11号までの書類ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第33条 この寄付行為の施行についての細則は、理事会および評議員会の議決を経て別に定める。

以 上